

第 1 3 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

① 集団による訪日次数別の身元判明状況

平成19年2月1日現在

訪日 次数	実 施 時 期	訪日人員	対面者数	身 元 判 明		
				訪日期間中	そ の 他	計
1	昭56. 3	47	33	23 (48.9)	7 (14.9)	30 (63.8)
2	昭57. 2~3	60	56	40 (66.7)	5 (8.3)	45 (75.0)
3	昭58. 2~3	45	31	22 (48.9)	3 (6.7)	25 (55.6)
4	昭58. 12	60	46	37 (61.7)	0 (0)	37 (61.7)
5	昭59. 2~3	50	37	25 (50.0)	2 (4.0)	27 (54.0)
6	昭59. 11~12	90	54	35 (38.9)	4 (4.4)	39 (43.3)
7	昭60. 2~3	90	55	33 (36.7)	6 (6.7)	39 (43.3)
8	昭60. 9	135	60	30 (22.2)	11 (8.1)	41 (30.4)
9	昭60. 11~12	135	48	32 (23.7)	2 (0.1)	34 (25.2)
10	昭61. 2~3	130	47	31 (23.8)	3 (2.3)	34 (26.2)
11	昭61. 6	200	92	68 (34.0)	12 (6.0)	80 (40.0)
12	昭61. 9	200	81	54 (27.0)	10 (5.0)	64 (32.0)
13	昭61. 10~11	100	40	30 (30.0)	3 (3.0)	33 (33.0)
14	昭61. 12	42	17	14 (33.3)	1 (2.4)	15 (35.7)
15	昭62. 2~3	104	43	25 (24.0)	3 (2.9)	28 (26.9)
62-1	昭62. 11	50	15	9 (18.0)	1 (2.0)	10 (20.0)
62-2	昭63. 2~3	50	16	12 (24.0)	1 (2.0)	13 (26.0)
63-1	昭63. 6	35	13	9 (25.7)	3 (8.6)	12 (34.3)
63-2	平元. 2~3	57	17	8 (14.0)	1 (1.8)	9 (15.8)
平元	平2. 2~3	46	17	12 (26.1)	0 (0)	12 (26.1)
平2	平2. 11~12	37	6	4 (10.8)	0 (0)	4 (10.8)
平3	平3. 11~12	50	11	3 (6.0)	3 (6.0)	6 (12.0)
平4	平4. 11~12	33	10	4 (12.1)	0 (0)	4 (12.1)
平5	平5. 10~11	32	7	4 (12.5)	1 (3.1)	5 (15.6)
平6	平6. 11~12	36	8	2 (5.6)	3 (8.3)	5 (13.9)
平7	平7. 10~11	67	12	5 (7.5)	2 (3.0)	7 (10.4)
平8	平8. 10~11	43	10	3 (7.0)	1 (2.3)	4 (9.3)
平9	平9. 10	(※1) 45	6	2 (4.5)	1 (2.3)	3 (6.8)
平10	平10. 11	27	6	4 (14.8)	1 (3.7)	5 (18.5)
平11	平11. 11	20	6	1 (5.0)	1 (5.0)	2 (10.0)
計		(※1) 2116	900	581 (27.5)	91 (4.3)	672 (31.8)

注1：()内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取消された者で内数である。

② 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 次数	実 施 時 期	情報公開者数	対面者数	身 元 判 明		
				訪日期間中	そ の 他	計
平12	平12.11	20	5	1	2	3 (15.0)
平13	平13.11	20	5	2	2	4 (20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1 (16.7)
平15	平16. 2	10	3	1	0	1 (10.0)
平16	平16.11	※12	3	1	0	1 (8.3)
平17	平17.11	※5	1	0	0	0 (0.0)
平18	平18.11	7	※2	0	0	0 (0.0)
計		80	20	6	4	10 (12.5)

注：()内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

※平16について、うち1名はロシア在住の孤児

※平17について、うち1名は日本在住の孤児

※平18について、対面者数2名は、現在DNA鑑定中

第14 (財) 中国残留孤児援護基金の事業

1 中国養父母等の扶養費支払い援助

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費支払いは、平成18年度に帰国した孤児について一括して平成19年6月30日までに中国紅十字会総会に送金する予定である。

2 中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センターの運営受託国の委託を受けて、中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センターの管理、運営を行う。

3 帰国孤児等及びその家族の就学援助

- (1) 募集人員 高等学校 15人程度
 大学・専修学校 15人程度

(2) 就学資金の種類及び貸与額

区 分	高等学校	大 学	専修学校等
入学資金	入学時、5万円	入学時、30万円以内	入学時、50万円以内
奨学金	月額、1万円	月額、3万円以内で別に定める額	月額、3万円以内で別に定める額

4 帰国孤児等の生活相談、指導及び中国養父母との連絡仲介

(1) 生活相談室の設置

中国から帰国した孤児等及びその家族の地域社会への円滑な定着、自立促進を図るため、事務局に相談室を設け、常時相談員を配置して指導を行う。

(2) 帰国孤児の養父母お見舞訪中援助

ア 昭和62年度より、養父母を孤児が訪中して見舞い、かつ日本での生活、定着状況を報告することにより、養父母に安堵していただくため帰国孤児の養父母お見舞訪中援助事業を実施している。

イ それまで孤児帰国後1度に限り支援していたところ、平成17年度から2度目の訪中を行う場合も支援を行うこととし、さらに、養父母の危篤等の緊急時には、利用回数に関わらず支援することとしており、本年度は、現在までに約50名の孤児が訪中した。

(養父母のある孤児の訪中支援は、17～19年度までに一巡する予定。)

- (ア) 訪中人員 帰国孤児100人程度(年間)
(イ) 時 期 年度内随時
(ウ) 援助内容 現地滞在中の食費を含み、渡航費及び見舞金を援護基金が負担する。

5 帰国者への老後支援事業

高齢帰国者の訪問介護等について、介護保険を利用した事業化に意欲のある公益法人又はNPO法人に対して、円滑な運営ができるよう必要な支援を行う。

また、介護保険事業者として事業を行っている公益法人又はNPO法人が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことによって運営に負担が生じるような場合（訪問・通所時や医療機関等への通訳派遣）に必要な支援を行う。

6 孤児等の生活状況調査

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、帰国孤児等の生活指導上の資料とするとともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続等について周知を図る。

7 中国残留孤児、残留婦人等の集団一時帰国援助

中国において、日本への一時帰国を希望している中国残留孤児、残留婦人等のうち、日本に身寄りがいない、在日親族が何らかの事情で受け入れることができない等の理由で帰国できない者に対し、一時帰国の受入者となり、滞在中の援護を国の委託を受けて行う。

受入予定 61世帯113名

8 孤児等の福祉を図る団体等の活動助成

中国帰国孤児等を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対し、その事業費の一部を助成する。助成する団体、助成内容については助成委員会で審査し、その答申に基づいて助成する。

9 教材の開発、発刊

中国帰国孤児等の日本語教育指導資料を開発、発刊し、帰国者の利用に供する。

10 機関紙の発行

援護基金の業務の遂行状況、帰国者の定着自立や日本語学習等の体験事例紹介、関係情報等の記事を掲載し、中国帰国孤児及び孤児援護事業の従事者、協力団体（者）等の相互連絡、事例研究の場とするために機関紙を発行する。

(その他)

当基金への寄付を促進し、中国帰国者の自立支援事業等の向上を図るため、平成7年度から特定公益増進法人の認定を受けている。

この結果、個人や企業から当基金への一般寄付金に係る免税枠が拡大されている。

第15 中国残留邦人の集団訴訟の状況について

- (1) 被告 国
- (2) 提訴理由 ①旧満州に居住した民間人を置き去りにし、長期間放置するとともに、日中国交正常化後も速やかに帰国支援策をとることを怠った。
②帰国する際、入管法上の身元保証人を要求する等、帰国妨害を行った。
③帰国後、現在に至るまで十分な定着及び自立支援措置の実行を怠った。
- (3) 賠償請求額 1人3,300万円
(精神的損害3,000万円、弁護士費用300万円)
- (4) 関係省庁 衆議院、参議院、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省(職業安定局, 職業能力開発局, 社会・援護局, 年金局)、国土交通省
- (5) 提訴時期 平成13年12月以降

○現在の提訴状況 (計15地裁2高裁にて係争中(計2,233名))

○ 一審(地裁)

場所	原告数	備考
東京	1052名	2次～5次訴訟
	1名	
鹿児島	24名	1次、2次訴訟
名古屋	168名	1次～3次訴訟
	39名	
京都	108名	1次、2次訴訟
	1名	
広島	61名	1次～3次訴訟
徳島	4名	
高知	56名	1次～4次訴訟
札幌	85名	1次、2次訴訟
大阪	112名	2次～4次訴訟
岡山	27名	1次～4次訴訟
長野	79名	1次、2次訴訟
福岡	130名	1次～4次訴訟
	7名	
仙台	5名	1次訴訟
	20名	2次訴訟
	21名	3次訴訟
	37名	4次訴訟
	2名	5次訴訟
さいたま	12名	1次訴訟
	6名	
山形	34名	

○ 控訴審

大阪(大阪高裁)	34名	1次訴訟 (平17.7.6一審国側勝訴)
東京(東京高裁)	3名	※ 平18.2.15一審国側勝訴
神戸(大阪高裁)	65名	1次～3次訴訟 (平18.12.1一審国側敗訴)
東京(東京高裁)	40名	1次訴訟 (平19.1.30一審国側勝訴)

(注) ※については、他の2,231名の原告とは別の弁護団

第16 平成18年度戦没者遺骨収集、慰霊巡拝等実施状況

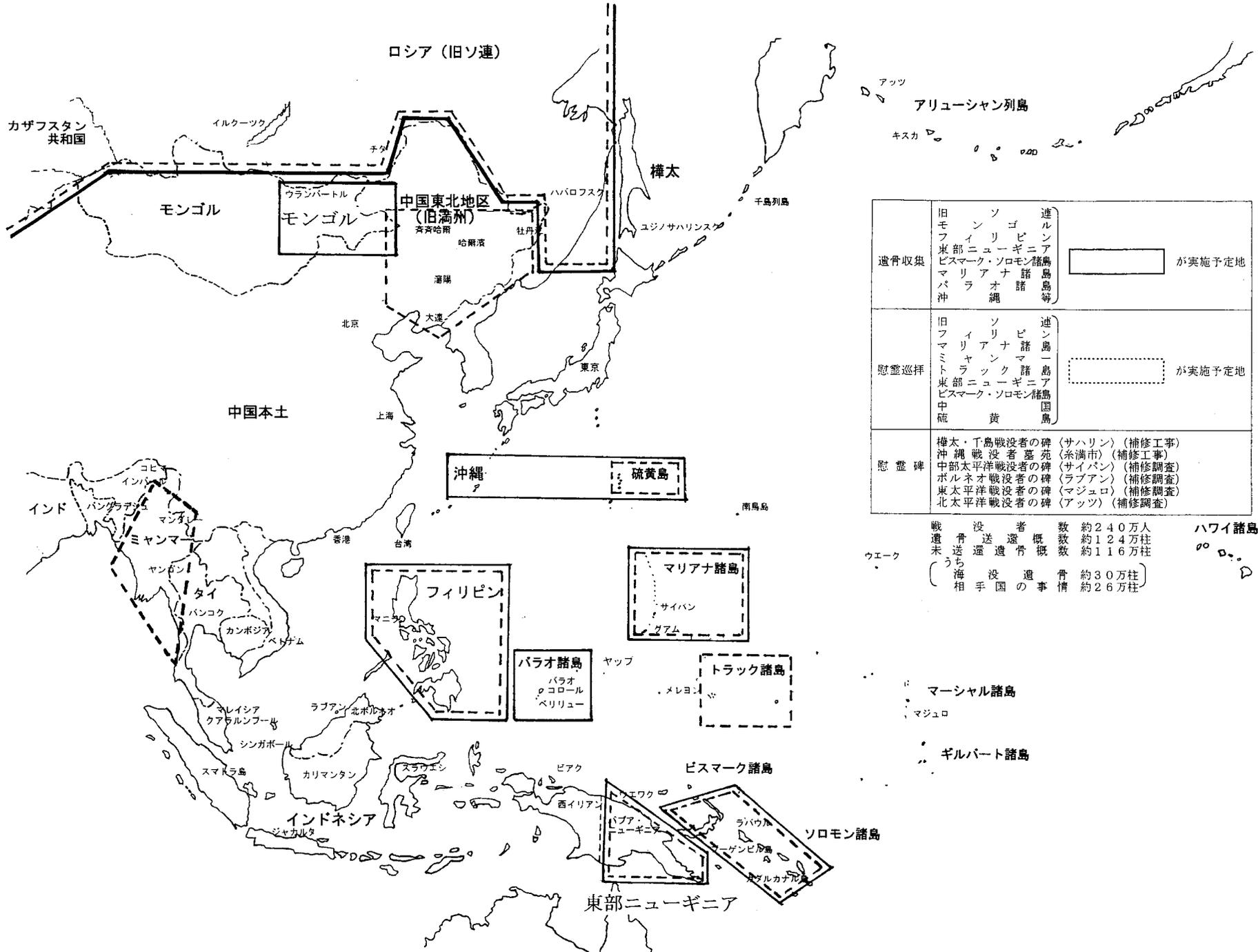
平成19年1月末現在

1 遺骨収集等

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			遺骨送還数 (柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【ソ連抑留中死亡者】						
チタ州	18.7.20～8.8	3	9	12	63	
ハバロフスク地方	18.7.24～8.8	3	10	13	117	
クラスノヤルスク地方	18.8.21～9.8	3	10	13	60	
小 計		9	29	38	240	
【南方地域等】						
ソロモン(応急)	18.7.12～7.19	2	4	6	43	
モンゴル(ノモンハン)	18.8.28～9.12	3	6	9	7	
パラオ	18.10.21～10.31	3	9	12	0	
マーシャル諸島(受領)	18.11.12～11.17	2	0	2	23	
インドネシア(応急)	18.11.22～11.31	3	2	5	35	
硫黄島①	18.6.18～7.3	3	21	24	11	
硫黄島②	18.11.15～12.7	3	26	29	4	
小 計		19	68	87	123	
合 計		28	97	125	363	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			備 考
		政府職員	遺 族	計	
【ソ連抑留中死亡者】					
チタ州	18.9.11～9.22	2	13	15	
アムール州	18.9.11～9.22	2	14	16	
ハバロフスク地方	18.9.15～9.25	2	22	24	
沿海地方	18.10.12～10.22	2	19	21	
小 計		8	68	76	
【南方地域等】					
中国東北地区	18.9.19～9.27	1	9	10	
南西諸島	18.10.4～10.6	6	19	25	
フィリピン	18.11.8～11.17	6	76	82	
マーシャル諸島	18.12.6～12.13	2	22	24	
北ボルネオ	19.1.24～1.31	4	11	15	
硫黄島①	19.1.29～1.30	6	46	52	
小 計		25	183	208	
合 計		33	251	284	



遺骨収集	旧モソ連 フイリ 東部ニューギニア ビスマーク・ソロモン諸島 マリアナ諸島 バラオ 沖縄	ソゴ リン ビ ナ 諸島 等	連 ル ン 諸島		が実施予定地
慰霊巡拝	旧フイリ マリアナ ミトラン ラック 東部ニューギニア ビスマーク・ソロモン 中硫黄	ソ ゴ リン ビ ナ 諸島 等	連 ル ン 諸島		が実施予定地
慰霊碑	樺太・千島戦没者の碑 沖縄戦没者墓苑 中部太平洋戦没者の碑 ボルネオ戦没者の碑 東太平洋戦没者の碑 北太平洋戦没者の碑	《サハリン》 《糸満市》 《サイパン》 《ラバアン》 《マジロ》 《アッツ》	(補修工事) (補修工事) (補修調査) (補修調査) (補修調査) (補修調査)		

戦没者数 約240万人
 遺骨送還概数 約124万柱
 未送還遺骨概数 約116万柱
 (うち海没遺骨 約30万柱)
 (相手国の事情 約26万柱)

第18 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去4ヵ年）

平成19年1月末現在

番号	県名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
1	北海道	1	2	12	8	23
2	青森	2	2	5	9	18
3	岩手	0	1	2	8	11
4	宮城	0	1	1	4	6
5	秋田	0	0	1	2	3
6	山形	0	0	2	4	6
7	福島	0	2	2	6	10
8	茨城	0	1	3	2	6
9	栃木	0	1	3	3	7
10	群馬	0	1	0	3	4
11	埼玉	0	1	9	10	20
12	千葉	0	4	2	12	18
13	東京	0	3	5	11	19
14	神奈川	0	2	3	9	14
15	新潟	0	1	3	1	5
16	富山	0	0	1	1	2
17	石川	0	0	1	1	2
18	福井	0	0	0	1	1
19	山梨	0	0	1	4	5
20	長野	0	1	2	3	6
21	岐阜	0	1	1	1	3
22	静岡	0	1	1	6	8
23	愛知	0	1	7	4	12
24	三重	0	0	3	4	7
25	滋賀	0	1	0	3	4
26	京都	0	1	0	3	4
27	大阪	1	2	6	8	17
28	兵庫	3	1	5	8	17
29	奈良	0	1	2	6	9
30	和歌山	0	3	0	4	7
31	鳥取	0	2	0	1	3
32	島根	0	0	1	3	4
33	岡山	1	1	3	5	10
34	広島	0	1	6	7	14
35	山口	1	1	4	8	14
36	徳島	0	0	1	1	2
37	香川	0	0	3	0	3
38	愛媛	0	0	1	3	4
39	高知	0	1	0	4	5
40	福岡	0	1	5	10	16
41	佐賀	0	0	0	1	1
42	長崎	0	2	0	0	2
43	熊本	0	0	3	1	4
44	大分	0	0	0	1	1
45	宮崎	0	0	3	0	3
46	鹿児島	0	1	6	3	10
47	沖縄	0	0	0	0	0
計		9	45	119	197	370

注 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第19 平成19年度における援護年金の改善

I 障害年金の年額（平成18年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成19年4月からの額	現行額	平成19年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成19年4月からの額
特別項症	配偶者	193,200円	現行どおり
第1款症	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000円(※) 3人目から1人につき 36,000円	2人まで1人につき 現行どおり 3人目から1人につき 現行どおり
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成19年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症	210,000円	現行どおり
第2項症		

II 障害一時金の額（平成18年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成19年4月からの額	現行額	平成19年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の年額

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成19年10月からの額	現行額	平成19年10月からの額
遺族年金・給与金	1,962,500円	1,966,800円	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金				
平病死遺族年金・給与金	1,559,500円	1,568,700円	56,000円	56,200円
障害者遺族特例年金・給与金				
・公務傷病第2款症以下	503,750円	514,550円	-	-
・勤務関連傷病第1款症以上				
・勤務関連傷病第2款症以下	402,550円	413,350円	-	-
特設年金・給与金				
・公務傷病併発死亡	402,550円	413,350円	-	-
・勤務関連傷病併発死亡	281,150円	291,950円	-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成19年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額…軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したと引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻

(参考)

援護年金の額の改定について

援護年金の額の改定は、恩給の額の改定に準拠している。

1 公務死の場合（恩給の公務扶助料に準拠）

遺族加算を普通扶助料の寡婦加算（152,800円）と同額に引上げ。

平成18年度	恩給（公務扶助料）年額 （1,814,000円）	遺族加算額 （148,500円）
	↓	↓ 4,300円引上げ
平成19年10月～	恩給（公務扶助料）年額 （1,814,000円）	遺族加算額 （152,800円）
	↓ 準拠	
平成19年10月～	援護年金（遺族年金）の額 （1,966,800円）	

2 勤務関連死の場合（恩給の特例扶助料に準拠）

特例扶助料の支給率を2年計画で公務扶助料の8割まで拡大、遺族加算の引上げ。

平成18年度	恩給（特例扶助料）年額 （1,411,000円）	遺族加算額 （148,500円）
	↓ 9,700円引上げ（1年目は4,900円引上げ）	↓ 4,300円引上げ
平成20年10月～	恩給（特例扶助料）年額 （1,420,700円） （1年目は1,415,900円）	遺族加算額 （152,800円）
	↓ 準拠	
平成20年10月～	援護年金（遺族年金）の額 （1,573,500円） （1年目は1,568,700円）	

3 平病死の場合（恩給の傷病者遺族特別年金に準拠）

傷病者遺族特別年金の遺族加算を5年計画で普通扶助料の寡婦加算と同額に引上げ。

平成18年度	恩給（傷病者遺族特別年金）年額 （404,800円）	遺族加算額 （98,950円）
	↓	↓ 53,850円引上げ （1年目は10,800円引上げ）
平成23年10月～	恩給（傷病者遺族特別年金）年額 （404,800円）	遺族加算額 （152,800円） （1年目は109,750円）
	↓ 準拠	
平成23年10月～	援護年金（遺族年金）の額 （557,600円） （1年目は514,550円）	